ペルー向け日本産なし生果実の輸出植物検疫条件(概要)

農林水産省とペルー植物検疫当局で技術的協議を重ねた結果、登録生産園地におけるナシヒメシンクイのトラップ調査、園地検査、トレーサビリティーの確保等の措置を一連のものとして講じる検疫条件(システムズアプローチ)を満たす日本産なし生果実の輸出が可能となった。

1 検疫対象病害虫

	和名	学名
	ナシ枝枯病	Botryosphaeria dothidea
病菌	ナシ灰星病	Monilinia fructigena
	ナシがんしゅ病	(=Monilia fructigena)
		Neonectria galligena
		(=Neonectria ditissima)
	ウィリアムズマルカイガラムシ	Diaspidiotus ostreaeformis
害虫	クワコナカイガラムシ	Pseudococcus comstocki
	モモシンクイガ	Carposina sasakii
	モモノゴマダラノメイガ	Conogethes punctiferalis
	ナシヒメシンクイ	Grapholita molesta
ダニ	カンザワハダニ	Tetranychus kanzawai

2 主な検疫条件

- ・ 生産園地の登録 (発生予察事業を実施している都道府県内に所在していること)
- ・登録生産園地においてナシヒメシンクイに対するトラップ調査(4ha に 1 個以上)が 行われること
- ・植物防疫官による登録生産園地の検査
- ・選果こん包施設の登録
- ・選果時のブラシ及びエアガンでのダニ等の除去
- ・各こん包への表示による園地までのトレーサビリティーの確保
- 輸入許可証の取得
- ・商業貨物であること
- ・ペルー植物防疫官による現地査察